

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	仕様書番号		
可視・赤外線リモート監視用 通信回線借上役務	33		
	防衛大臣承認	年 月 日	
	作成	令和5年10月30日	
	変更	年 月 日	
	作成部隊等名	東部方面総監部	

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、東部方面隊が使用する可視・赤外線リモート監視用通信回線借上役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は次による他、GLT-CG-C000001による。

1.2.1 指令センター

朝霞駐屯地

1.2.2 各拠点駐屯地

駐屯地警備監視装置設置場所（練馬, 下志津, 吉井, 立川, 新発田）

1.2.3 通信回線

指令センターと各拠点駐屯地に設置される可視・赤外線リモート監視装置及びその構成品等を閉域網で接続する通信回線

1.3 引用文書

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-C000001 陸上自衛隊電子機器共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

b) 法令等

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）[防装庁（事）第3号（31.1.9）]

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部実施について（通知 [装ブ武第188号（31.1.9）]

1.3.2 関連文書

情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について（通知）[運情第9249号（19.9.20）]

2. 期間等

2.1 運用（借上）期間

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

2.2 その他

指令センター及び各拠点駐屯地における疎通試験等の動作確認については、運用開始までに完了するものとする。（運用中で動作確認がされているものについてはこの限りではない）

3. 本借上通信回線に関する要求

3.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) “情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について（通知）における保護プロファイルMOD-1への適合が可能とする。
- b) 借上通信回線（周辺機器含む）は”情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）”及び”情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部実施について（通知）”に基づき、借上通信回線（周辺機器含む）のサプライチェーンにおいて、不正プログラムの埋め込み、情報の窃取、不正機能の組み込みなどが行われるリスクへの対策などを行うものとする。また、この契約の相手方は官側から指示があった場合には、速やかに対象製品等の製造元などに関する資料を提出しなければならない。
- c) IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、GLT-CG-Z000009の2.1による。

3.2 借上通信回線の範囲等

契約の相手方は、以下の拠点を結ぶ通信回線を提供するものとする。なお、提供する通信回線は次の事項を満たすものとする。

- a) 1 提供業者が監視可能な通信回線及び回線終端端末装置であること。
- b) 光ファイバー回線の広域イーサネット網（閉域網）であること。
- c) 通信回線は、次の通信帯域を保証する。
 - 1) 提供回線の終端相互間について稼働率99.90%以上であること。
 - 2) 上記1)項の状況下で、下記表に指定された通信帯域を確保できるアクセス回線であること。
- d) 電気通信事業法第9条の規定による電気通信事業の登録を受けていること。
- e) 通信拠点及び必要帯域

拠点名	住所	建屋	帯域 (bps)	インターフェース
朝霞駐屯地	東京都練馬区大泉学園町	総監部	200M	1000BASE-T
練馬駐屯地	東京都練馬区北町4-1-1	警衛所	100M	100BASE-TX
下志津駐屯地	千葉県千葉市若葉区若松町90 2-902	警衛所	100M	100BASE-TX
吉井駐屯地	群馬県高崎市吉井町馬庭2529	警衛所	100M	100BASE-TX
立川駐屯地	東京都立川市緑町5	警衛所	100M	100BASE-TX
新発田駐屯地	新潟県新発田市大手町6-4-16	警衛所	100M	100BASE-TX

- f) 指令センターとなる朝霞駐屯地については、拠点で使用中の他のネットワークと同時断とならないようにアクセス回線を確保すること。
- g) **トラフィックレポート**
網型サービスによる場合は対象拠点ごとのトラフィックの状況が分かるデータを、書面又は Web 等で確認できること。データの提示時期については別途官側との調整とする。
- h) **借上ルータ**
 - 1) 指令センター（朝霞駐屯地）：YAMAHA 製 RTX1220
 - 2) 各拠点駐屯地（駐屯地警備監視装置設置場所）：YAMAHA 製 RTX830

3.3 回線規格

- a) コネクタ形状：RJ-45コネクタ
- b) 通信方式：全二重（固定）

3.4 責任分解点

契約の相手方の負う責任は、設置ルータのLAN側インターフェースまでとする。

- 3.5 中継区間等の抗たん性 契約の相手方は、本借上回線において障害が発生した際には、速やかに復旧措置を実施し、通信回線を回復させるものとする。

3.6 通信障害通知受付等

契約の相手方は、通信に障害が発生した場合の通知を常時受付できる体制を取るものとし、通知があった場合は、速やかに設置ルータのLAN側インターフェースまでの間を通信点検するものとする。

3.7 保守

- a) 24時間365日の故障受付及び故障対応等の運用保守を行うこと。
- b) ルータ保守についてはオンサイト対応とする。
- c) ネットワーク監視についてはCEルータまでのping監視とし、能動的監視を行うこと。

3.8 品質保証

検査は、契約担当官等の定める検査実施要領による。

4. その他の指示

4.1 秘密保全

契約の相手方は、契約履行上、直接又は間接的に知り得た事項について関係者以外に漏らしてはならない。

4.2 契約の履行体制

契約の相手方は、契約履行に当たり次の体制を確保しなければならない。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい業務に従事する個人（以下、“業務従事者”という。）を確保する。
- b) 業務従事者が、この契約の履行で要求する特定の経験、資格、業績などをもつ。
- c) 業務事業者が、前項のほか履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学、文化的背景（国籍等）をもつ。

- 4.3 立入禁止場所への立入り 契約の相手方は、本契約の履行にあたり、立入禁止場所への立入りが必要な場合には事前に官側へ申請を行い、許可を得るものとする。

4.4 据付・調整等

据付・調整等は契約の相手方が実施するものとするも、細部は官側との調整による。

4.5 官側の支援

契約の相手方は、次の事項について官側の支援を必要とする場合には、官側と調整し、無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 現地における官側が保有する電話、電力、水等の使用
- b) 現地における本契約の履行に必要な、官有器材及び施設等の利用
- c) その他、官側が必要と認めた事項

4.6 提出書類 契約の相手方は、下記表に示す書類（電子媒体又は紙媒体）を提出するものとする。

なお、提出書類は、提出前に、官側の確認を得るものとし、電子媒体については、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施するものとする。

番号	提出書類	数量	提出時期	提出先
1	役務実施計画書	1式	契約締結後、速やかに。	東方総監部シ通課
2	役務作業関係者名簿	1式	契約締結後、速やかに。	東方総監部シ通課
3	役務実施報告書	1式	令和7年3月31日	東方総監部シ通課

5. 無償貸付

契約の相手方は、官側より情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について（通知）[運情第9249号（19.9.20）]の無償貸付を受け、官側との調整の上で技術的な基準を満たすものとする。

6. 仕様書に関する問い合わせ

陸上自衛隊朝霞駐屯地 電話048-460-1711

東部方面総監部防衛部システム通信課 担当 泉田 泰範（内線2741）